財務諸表に対する注記(桃花苑診療所拠点区分)

- 1. 重要な会計方針
 - (1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・器具及び備品-定額法
- (3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 桃花苑診療所拠点財務諸表(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)
- (2) 拠点区分が1つの事業区分であるため、第一号の三様式、第二号の三様式及び第三号の三様式の作成は省略している
- (3) サービス区分が1つのため、拠点区分事業活動明細書及び拠点区分資金明細書は省略している
- 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

- 5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし
- 6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	3, 121, 900	3, 121, 896	4
小 計	3, 121, 900	3, 121, 896	4
合 計	3, 121, 900	3, 121, 896	4

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当 期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1, 428, 866	0	1, 428, 866
合 計	1, 428, 866	0	1, 428, 866

- 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために 必要な事項

該当なし